

(5) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員 長 須 山 修 次
 委員長職務代理者 中 村 碩 男
 委 員 古 賀 裕 子
 委 員 堀 内 幸 子

1 組織及び分担

係 名	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮 (1)	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	亀井事務局長
総 務 係 (1)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	酒嶋次長、(中西)
発 表 係 (2)	投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	谷口、奥村、(酒嶋)
指 導 係 (3)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。	矢吹係長、北村、高橋
推定投票率 聞き取り係 (9)	○速報投票区(10投票所)から投票状況を聞き取り(16回)し、県下の投票率を推定する事務を処理する。 ○中間投票状況の中央選管への報告を行う。 ○推定投票率のホームページへの掲示を行う。	(総括) 矢吹係長 (集計・報告) 北村、高橋 (受信) 吉田主幹、鈴木、川口 (監視端末) 小寺 (中央選管端末) 中西、森元
電 算 係 (12)	投票速報及び開票速報の集計に関する電算処理を行う。	監視端末担当 1班(端末1) - 小寺、入江 2班(端末2) - 林、田辺 3班(端末3) - 澤、森田
	市町村がオンライン報告出来ない場合の代行入力処理(調整係、発表係及び監視端末担当補助)	市町村代行入力端末担当 4班(端末4) - 下田、橋上
	中央選管に対する報告を行う。	中央選管報告端末担当 5班(端末5) - 中西、森元
	投票速報及び開票速報の集計された情報をホームページにアップする。	ホームページ担当 加藤、前田
調 整 係 (2)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報(ファクシミリ)の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	土山、谷本、(前田)

2 各係の事務処理要領（総務係、指導係を除く）

推定投票率聞き取り係

◎推定投票率は、速報投票区の投票状況により推定するものであること。

(1) 推定投票率の公表

推定投票率は、小選挙区選挙についてのみ行うこと。

(2) 投票状況の聞き取りを行う電話番号等

市町村	投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	受信電話番号	担当者
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取市立西中学校体育館	山根 陽一		(0857)26-7056	吉田
鳥取市	鳥取市第306投票区	八上保育園	九鬼 栄一	0858-85-2277	// 7056	//
鳥取市	鳥取市第551投票区	旧鹿野小学校体育館	谷口 真		// 7056	//
米子市	米子市第4投票区	米子市明道公民館	井上 智子		// 7059	鈴木
岩美町	浦富第3投票区	岩美町中央公民館	田中 崇裕	(0857)72-0510	// 7059	//
八頭町	八頭町第39投票区	八頭町山村開発センター	高橋 和彦	(0858)76-0201	// 7059	//
大栄町	大栄町第17投票区	大谷公民館	西川 義昭		// 7089	川口
琴浦町	琴浦町第17投票区	赤碕地区公民館	浜川 明	(0858)55-2353	// 7089	//
大山町	大山町中山第9投票区	大山町役場中山支所	山下 一郎	(0858)58-6111	// 7089	//
伯耆町	伯耆町第24投票区	伯耆町立岸本公民館	飛田亜紀絵	(0859)68-3617	// 7089	//

(3) 導通確認

9月11日午前8時30分に予告通話を行う（県から発信を行う。）。

(4) 聞き取り時刻

9月11日の次の時刻であること。（速報投票区は、それぞれの時刻の10分前の数字を報告することになっていること）

9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、16時30分、17時、17時30分、18時、19時、19時30分及び20時

(5) 受信票の記入

速報投票区からの投票速報を受信したときは、「投票速報受信票」の「投票者(4)～(6)」に記入すること。ただし、9時の報告を受信するときは、「当日有権者(1)～(3)」についても記入すること。

(6) 不在者投票の確認等

20時の報告を受信する場合は、不在者投票が含まれていることを確認すること（それ以前は除外しているかを確認すること）。

(7) 電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、県から行うものであること。

(8) 推定投票率の公表

速報投票区からの受信結果を市町村オンラインシステムの監視端末により集計し、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うとともに、帳票を出力し、県政記者室Fネットによりファクシミリ送信すること。

(9) 中間投票状況の報告

市町村オンラインシステムにより集計した推定投票率を、都道府県オンライン端末により中央選管に報告する。

- 第1回 10時現在：10時50分までに入力、帳票打ち出し読み合わせ確認後送信（送信期限11時00分）。
- 第2回 11時現在：11時50分までに入力、帳票打ち出し読み合わせ確認後送信（送信期限12時00分）。
- 第3回 14時現在：14時50分までに入力、帳票打ち出し読み合わせ確認後送信（送信期限15時00分）。
- 第4回 16時現在：16時50分までに入力、帳票打ち出し読み合わせ確認後送信（送信期限17時00分）。
- 第5回 18時現在：18時50分までに入力、帳票打ち出し読み合わせ確認後送信（送信期限19時00分）。
- 第6回 19時30分現在：20時20分までに入力、 // （送信期限20時30分）。

(10) ホームページへの掲示

市町村オンラインシステムによる推定投票中間速報のデータを使用して、ホームページのためのデータ作成を行い、定時に更新する。

電 算 係

◎各市町村からの当日有権者速報、投票速報及び開票速報は、原則としてオンラインにより行うこと。このうち、電算係は投票速報以降を行う。

【監視端末担当】

- 市町村からデータを受信して、確認処理、確定処理、印刷、メール送信等を行う。
- 作業は、同一市町村のデータにおいては、①投票速報、②開票速報の順に行うこととし、既に投票速報を受信している市町村の開票速報は、他市町村の投票速報に優先して作業を行うこととする。したがって、開票速報の受信が開始されて以降は、開票速報画面を優先し、適宜投票速報画面に戻ってデータ処理を行うこと。
- 到着時刻の早い報告から順に処理を行うこと。
- その他の処理要領については、別途定める「選挙速報システム（県システム）操作説明書」及び「選挙システム（市町村システム）操作説明書」により処理すること。
- 市町村からのオンラインの受信に当たっての市町村区分は、次のとおりである。

◎衆議選（小選挙区）及び国民審査

班別	団体数	市町村（開票区）名
1班（端末1）	8	鳥取市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町
2班（端末2）	12	米子市、境港市、北条町、大栄町、琴浦町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

◎衆議選（比例区）

班別	団体数	市町村（開票区）名
3班（端末3）	20	全市町村

【市町村代行入力端末担当】

- ア 市町村がオンラインによる報告が出来ない場合に、代行入力処理を行う。
- イ ファクシミリ受信した帳票により入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で読み合わせを行い確認する。送信は読み合わせによる確認ができてから行うこと。
- ウ 代行入力がないときは、監視端末担当、調整係、発表係の補助を行う。

【中央選管報告端末担当】

- ア 市町村オンラインシステムによる集計結果を都道府県オンライン端末に入力し中央選管への報告を行う。
- イ 市町村オンラインシステムによる集計結果帳票を中央選管報告用専用端末より入力・報告を行うこと。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で読み合わせを行い確認する。送信は読み合わせによる確認ができてから行うこと。
- ウ 比例の開票中間状況報告の時間を厳守すること（他の報告に優先して処理すること。）

【ホームページ担当】

市町村オンラインシステムの監視端末により、電算係が確定処理した投票速報及び開票速報のデータを使用して、ホームページのためのデータ作成を行い、定時に更新する。

1 小選挙区選挙

(1) 投票速報

- 投票速報（県集計票）の時間別公表時刻は、20時40分から20分おき及び最終確定時であること。
*市町村別個票はCSV送信、記者室資料提供しない。

【監視端末担当】

ア 確認処理（個票）・・・1,2班

①確認処理

- 1,2班は、市町村からの報告が届き次第、順次内容をチェックし、確認処理を行うこと。
確認処理する場合は、下記の例により発声すること。
・「鳥取市、小選挙区投票結果（の訂正）印刷します。」

②1区2区別投票結果の判明

- 1,2班は、各々の選挙区内の市町村の報告が全て出揃ったときは、①に加えて次のとおり発声すること。
・「1区投票結果確定。受信時刻は〇〇時〇〇分。」
1,2班及び調整係は、発声を確認し、受信状況チェックリストの投票速報欄に「1区（2区）確定〇〇時〇〇分」と朱書する。

イ 確定処理（県集計票）・・・1班

①処理を行う時刻

- 1班は、20時40分から20分おき及び最終確定時に確定処理を行うこと。
（調整係が30秒前に「間もなく小選挙区選挙投票速報（結果）〇〇時〇〇分確定処理行います。」、「処理を中断してください。」と発声した後、「小選挙区投票速報（結果）〇〇時〇〇分確定処理してください。」と指示するので、それに従う。予定時刻間近になっても指示がない場合は、指示を求めること。）

②発声、処理

- 1班は、確定処理する場合は、下記の例により発声し、その後直ちにデータ作成画面により印刷を行うこと。
・確定処理（県集計結果）・・・「小選挙区投票速報（結果）、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷します。」
・投票結果全確定の場合・・・「〇〇時〇〇分小選挙区投票結果確定。印刷します。」

③メール送信

- 1班は、印刷（発表係の発声「小選挙区投票速報、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷できました。」）を確認後、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うこと。
この際、1班は、送信（CSV出力）前に「小選挙区投票速報（結果）〇〇時〇〇分CSV送信します。」等と発声すること。
直後、他班は負荷を減らすため、一旦処理を中断し（30秒間）、1班の送信（「CSV送信しました。」と発声）を確認後、処理を再開すること。

④1区（2区）投票結果の確定

- ①、②、③に加えて、各係、各担当とも、「1区（2区）〇〇時〇〇分確定です。」と発声すること。
⑤最終確定時には「小選挙区投票結果確定時刻〇〇時〇〇分です。」と発声して、確定時刻を入力すること。

【中央選管端末担当】

報告は、1区投票結果確定、2区投票結果確定の2回であること。

ア 監視端末担当の、1区（2区）投票結果確定の発声「鳥取市投票結果受信しました。1区投票結果確定。受信時刻は〇〇時〇〇分。」を確認次第、チェックリストに「1区（2区）〇〇時〇〇分確定」と朱書きする。

イ 監視端末担当1班の「1区〇〇時〇〇分確定分。小選挙区投票結果、〇〇時〇〇分印刷します。」の発声を確認後、発表係から市町村オンライン出力帳票（複写）を1部受領し、中央選管端末にて、1名が読み上げ、1名が入力を行う。

ウ 端末入力後、中央選管報告帳票を印刷し、複写市町村オンライン出力原稿との読み合わせ確認を行ってから、送信する。送信後、中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、複写市町村オンライン出力原稿と中央選管報告帳票を処理済の籠に入れる。

【ホームページ担当】

1班の、「小選挙区投票速報〇〇時〇〇分CSV送信します。」の発声を確認後、市町村オンラインシステムの監視端末により、電算係が確定処理した投票速報及び開票速報のデータを使用して、ホームページのためのデータ作成を行い、その都度更新する。

(2) 開票速報

- 開票速報（県集計票）の時間別公表時刻は、21時40分から20分おき及び最終確定時であること。
 - ・集計の対象は、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市（鳥取市は開票区ごと）について開票の中間の状況を報告する中間報（21時40分から20分おきに公表するもの（4市の発信時刻は公表時刻10分前（0でも送信してもらう。）））である。
 - ・ただし、公表した後、次の公表時刻までに市町村からの開票速報が入らない場合は、その公表時刻における公表はしない。
 - ・また、最終確定した段階で直ちに公表すること。
- 市町村別個票（各市町村の開票結果確定報、4市の開票中間報）についてもCSV送信、記者室資料提供する。

【監視端末担当】

ア 確認処理（個票）・・・1,2班

①確認処理

1,2班は、市町村からの報告が届き次第、順次内容をチェックし、確認処理を行うこと。

CSVファイルはこれにより自動的に出力、送信される。

確認処理する場合は、下記の例により発声すること。

- ・「鳥取市、小選挙区開票結果（中間速報）（の訂正）印刷します。」

（帳票が印刷されると、発表係が「鳥取市、小選挙区開票結果（中間速報）（の訂正）印刷できました。」と発声し、記者室資料提供を行うこととなっている。発声がない場合は、印刷の有無を発表係に確認すること。）

②1区2区別開票結果の判明

1,2班は、各々の選挙区内の市町村の報告が全て出揃ったときは、①に加えて次のとおり発声すること。

- ・「1区開票結果確定しました。受信時刻は〇〇時〇〇分です。」

1,2班及び調整係は、発声を確認し、受信状況チェックリストの開票速報欄に「1区（2区）確定〇〇時〇〇分」と朱書する。

イ 確定処理（県集計票）・・・1班

①処理を行う時刻

1班は、定時又は最終確定時に確定処理を行うこと。

（調整係が30秒前に「間もなく小選挙区開票速報（結果）〇〇時〇〇分確定処理行います。」「処理を中断してください。」と発声した後、「小選挙区開票速報（結果）〇〇時〇〇分確定処理してください。」と指示するので、それに従う。予定時刻間近になっても指示がない場合は、指示を求めること。）

②発声、処理

1班は、確定処理する場合は、下記の例により発声し、その後直ちにデータ作成画面により印刷を行うこと。

- ・確定処理（県集計結果）・・・「小選挙区開票速報（結果）、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷します。」

③メール送信

1班は、印刷（発表係の発声「小選挙区開票速報、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷できました。」）を確認後、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うこと。

この際、1班は、送信（CSV出力）前に「小選挙区開票速報（結果）〇〇時〇〇分CSV送信します。」等と発声すること。

直後、他班は負荷を減らすため、一旦処理を中断し（30秒間）、1班の送信（「CSV送信しました。」と発声）を確認後、処理を再開すること。

④1区（2区）開票結果の確定

①、②、③に加えて、各係、各担当とも、「1区（2区）〇〇時〇〇分確定です。」と発声すること。

⑤最終確定時には「小選挙区開票結果確定時刻〇〇時〇〇分です。」と発声して、確定時刻を入力すること。

また、最終確定した段階で直ちに公表すること。

【中央選管端末担当】

報告は、1区開票結果確定、2区開票結果確定の2回であること。

- ア 監視端末担当の、1区（2区）開票結果確定の発声「鳥取市開票結果受信しました。1区開票結果確定。受信時刻は〇〇時〇〇分。」を確認次第、チェックリストに「1区（2区）〇〇時〇〇分確定」と朱書きする。
- イ 監視端末担当1班の「〇〇時〇〇分確定。小選挙区開票結果、分印刷します。」の発声を確認後、発表係から市町村オンライン出力帳票（複写）を1部受領し、中央選管端末にて、1名が読み上げ、1名が入力を行う。
- ウ 端末入力後、中央選管報告帳票を印刷し、複写市町村オンライン出力原稿との読み合わせ確認を行ってから、送信する。送信後、中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きしする。
- エ 予め用意しておいたファクシミリ報告（第10号様式）に記入し、読み合わせを行ってからファクシミリ送信。
- オ 全ての処理が終わったら、第10号様式、複写市町村オンライン出力原稿、中央選管報告帳票を処理済の籠に入れる。

【ホームページ担当】

1班の、「小選挙区開票速報〇〇時〇〇分CSV送信します。」の発声を確認後、市町村オンラインシステムの監視端末により、電算係が確定処理した投票速報及び開票速報のデータを使用して、ホームページのためのデータ作成を行い、その都度更新する。

（3）訂正報の処理（投票速報、開票速報共通）

訂正報が入ったときは、調整係が「〇〇町小選挙区投票（開票）結果訂正報入ります。作業中断してください。」と発声するので、監視端末担当は一旦作業を中断する。

開票速報については、**個票（市町村別開票結果（確定））**についてもメール送信、見え消し個票の記者室資料提供を行う。

【監視端末担当】

ア 既受信データの確認

A. 既受信データが確定済の場合

- ① 当該市町村から既に受信したデータが確定済みであることを確認し「〇〇町小選挙区投票（開票）結果は確定済です。確定解除します。」と発声する。
- ② 続いて確定解除処理を行い、「確定解除処理終了しました。」と発声する。
- ③ 解除後、訂正報を受信したときは、「〇〇町小選挙区投票（開票）結果訂正報〇〇時〇〇分受信しました。」と発声し、チェックリストに受信時間を記録し、内容を調整係から回付されたファクシミリ受信票のコピーと読み合わせした上で、「〇〇町小選挙区投票（開票）結果の訂正印刷します。」と発声して、確認処理を行う。帳票は処理済と朱書きし、籠に入れること。

B. 既受信データが未確定の場合

- ① 受信データは再送により自動的に上書きされる。この場合、「受信データ未確定です。〇〇町小選挙区投票（開票）結果発信時間〇〇時〇〇分確認願います。」と発声する。
- ② 調整係が、市町村に確認し、「〇〇町〇〇時〇〇分発信です。」と発声するので、同時刻であれば「時刻確認しました。通常処理します。」と発声し、チェックリストに〇をつける。
- ③ 受信画面と調整係から回付されたファクシミリ受信票と読み合わせ確認した上で、「〇〇町小選挙区投票（開票）結果印刷します。」と発声して、確認処理を行う。帳票は処理済と朱書きし、籠に入れること。
なお、②、③の確認が出来ない場合は、指導係を呼ぶこと。

イ 投票（開票）速報（最終除く）については、以後のメール送信、1区2区毎の投票（開票）結果の確定の処理は、通常処理の例による。

ウ 最終の投票（開票）結果（県集計確定）については、アAの処理後、「小選挙区投票（開票）結果確定の訂正印刷します。」と発声し、帳票の印刷とその後のCSVファイル出力を行うこと。

また、最終確定した段階で直ちに公表すること。

2 比例代表選挙

(1) 投票結果

投票結果がまとまり次第、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うとともに、帳票を印刷し、投票結果速報（県集計票）を記者室に配布する。

*市町村別個票はCSV送信、記者室資料提供しない。

最終確定時には「比例代表投票結果確定時刻〇〇時〇〇分です」と発声して、確定時刻を入力すること。

(2) 開票速報

○開票速報（個票）は、各市町村が開票を終了した後に行う確定報であること。

CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うとともに、帳票を印刷し、投票結果速報（個票）を記者室に配布する。

○開票速報（県集計票）の時間別公表時刻は、23時から1時間おきに公表すること。

確定処理は、22時以後、毎時55分に行う。

CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うとともに、帳票を印刷し、開票結果速報（個票）を記者室に配布する。

ただし、公表した後、次の公表時刻までに市町村からの開票速報が入らない場合は、その公表時刻における公表はしない。

○**最終確定時には「比例代表開票結果確定時刻〇〇時〇〇分です」と発声して、確定時刻を入力すること。**

また、最終確定した段階で直ちに公表すること。

(3) 訂正報の処理

ア 開票速報については、個票（市町村別開票結果（確定））についてもメール送信、見え消し個票の記者室資料提供を行う。

イ 比例代表の開票速報（中間状況）については、毎時50分～毎正時までの間は訂正処理は行わない。この間にあった訂正報告は、正時の確定処理が済んでから訂正処理し、県集計票（最終確定を除く）については次回報告時刻での訂正とする。

【監視端末担当】

小選挙区に準じて行う。（3班）・・・確定処理が1時間おきであることに注意すること。

ア 確認処理

市町村からの報告（個票）が届き次第、順次内容をチェックし、確認処理を行うこと（確認処理により自動的に個別票の帳票印刷及び報道機関へのメール送信（開票速報のみ）が行われる）。

イ 確定処理

定時5分前又は最終確定時になれば、確定処理を行うこと。その後直ちにデータ作成画面により印刷を行うとともに、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うこと。

【中央選管端末担当】

ア 中間開票状況に関する報告

報告は、22時以降1時間おきであること。

①21時50分、22時50分、23時50分、0時50分に端末を入力画面に設定して待機、監視端末担当3班の、「比例代表開票速報（結果）、〇〇時（の訂正）印刷します。」の発声を確認後、発表係から市町村オンライン出力帳票（複写）を1部受領し、中央選管端末にて、1名が読み上げ、1名が入力を行う。

②端末入力後、中央選管報告帳票を印刷し、複写市町村オンライン出力原稿との読み合わせ確認を行ってから、送信する。送信後、中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、複写市町村オンライン出力原稿と中央選管報告帳票を処理済の籠に入れる。

イ 開票結果報告

①監視端末担当3班の、開票結果確定の発声「米子市開票結果受信しました。比例代表開票結果確定。受信時刻は〇〇時〇〇分です。」を確認次第、チェックリストに「比例〇〇時〇〇分確定」と朱書きし、端末を入力画面に設定して待機する。

②監視端末担当1班の「比例代表開票結果確定。印刷します。」の発声を確認後、発表係から市町村オンライン出力帳票（複写）を1部受領し、中央選管端末にて、1名が読み上げ、1名が入力を行う。

③端末入力後、中央選管報告帳票を印刷し、複写市町村オンライン出力原稿との読み合わせ確認を行ってから、送信する。送信後、中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、複写市町村オンライン出力原稿と中央選管報告帳票を処理済の籠に入れる。

【ホームページ担当】

小選挙区選挙に準じて行う。

3 国民審査

(1) 投票結果

投票結果がまとまり次第、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うとともに、帳票を印刷し、投票結果速報（県集計票）を記者室に配布する。

監視端末担当は、「国民審査投票結果確定時刻〇〇時〇〇分です」と発声して、確定時刻を入力すること。

(2) 開票結果

開票結果がまとまり次第、CSVファイル出力により報道機関にメール送信を行うとともに、帳票を印刷し、開票結果速報（県集計票）を記者室に配布する。

監視端末担当は、「国民審査投票結果確定時刻〇〇時〇〇分です」と発声して、確定時刻を入力すること。

(3) 中央選管への報告

ア 開票結果がまとまり次第、端末入力後、中央選管報告帳票を印刷し、複写市町村オンライン出力原稿との読み合わせ確認を行ってから、送信する。送信後、中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きしする。

イ 予め用意しておいたファクシミリ報告（第10号様式）に記入し、読み合わせを行ってからファクシミリ送信する。

ウ 全ての処理が終わったら、ファクシミリ様式、複写市町村オンライン出力原稿、中央選管報告帳票を処理済の籠に入れる。

4 オンライン不通時の取扱い（小選挙区、比例代表、国民審査共通）

【市町村代行入力担当】

ア 市町村のオンラインが不通となったとき、調整係に第1報が入るので、調整係の「〇〇町オンライン不通。送信できない報告は〇〇結果（例：小選挙区投票結果）。」の発声があったら、個別帳票の**臨時ファクシミリ（0857-29-6121）**による受信を確認し、「〇〇町〇〇結果（例：小選挙区投票結果）ファクシミリ受信しました。」と発声する。

イ その後、調整係から回された**電話（0857-26-7056）**により内容を確認する。
1名が読み上げ、1名が検算を行う。

ウ 端末入力後、再度、端末画面と受信票の読み合わせ確認を行い、「〇〇町小選挙区投票結果代行入力完了、送信します。」と発声する。

エ 以後、指導係が、NEC担当者による復旧作業の状況を確認し、市町村代行入力担当へ指示を行う。

5 エラー表示のある報告の処理（小選挙区、比例代表、国民審査共通）

【監視端末担当】

ア 投票速報（10日9時30分報告の推定当日有権者数と、11日投票結果における当日有権者数で数値に異動があった場合）

①「〇〇町投票速報エラーです。」と発声して指導係を呼ぶこと。

②指導係が備考欄記載の死亡者数、補正登録者数を確認し、承認の指示を出すので、それを受けてから承認処理、確認処理をすること。

なお、指導係において疑義のある場合は、指導係から承認しないとの指示があるので、画面を戻して他の市町村の速報処理を行うこと。（疑義の内容について確認が取れた後、指導係から承認の指示が出るので、それを待つこと。ただし、5分以上経っても指示が出ない場合は、指導係を督促すること。）

イ 開票速報（持ち帰り・その他が、市で4票、町村2票以上）

①「〇〇町開票速報エラーです。」と発声して指導係を呼ぶこと。

②指導係が備考欄記載事項を確認し、承認の指示を出すので、それを受けてから承認処理、確認処理を行う。
なお、疑義のある場合は、指導係から承認しないとの指示があるので、画面を戻して他の市町村の速報処理を行うこと。（当該疑義のあるエラー報告については、指導係による内容確認、承認の指示を待つこと。ただし、5分以上経っても指示が出ない場合は、指導係を督促すること。）

発表係

- (1) 発表は、県政記者室で行うものであること。
- (2) 県政記者室への開票結果等は全てB4版に複写すること。
- (3) 時間別投票速報（県計集計票）（投票結果を含む。）
 - ア 電算係が「小選挙区投票速報（結果）、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打出しを確認し、「小選挙区投票速報、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷しました。」と発声する。
 - イ 帳票を18部コピー機で複写し、県政記者室に持ち込み、「小選挙区投票速報、〇〇時〇〇分（の訂正）です。」と発声し、（報道関係者用16、広報課用1、選管事務局長用1）配布する。
 - ウ 小選挙区選挙において1区（2区）の投票結果が確定した際の処理
 - ①監視端末担当の、1区（2区）投票結果確定の発声「鳥取市投票結果受信しました。1区投票結果確定。受信時刻は〇〇時〇〇分。」があったときは、チェックリストに「1区〇〇時〇〇分確定」と朱書きし、赤マジックを用意しておく。
 - ②公表時刻に監視端末担当1班が「〇〇時〇〇分。小選挙区投票結果、印刷します。」と発声するので、出力帳票を確認し、「〇〇時〇〇分。小選挙区投票結果、印刷出ました。」と発声する。
 - ③帳票余白に **1区確定〇〇時〇〇分（1行）** 印を捺してから、赤マジック等で記入し、19部複写し、1部を中央端末係に渡し、残りの18部を県政記者室に持ちこみ、「〇〇時〇〇分現在。小選挙区投票結果です。」と発声し、配布する。
 - エ 投票速報が最終確定した場合の処理（小選挙区、比例代表共通）
帳票に、2枚とも **確定報** 印及び **確定〇〇時〇〇分（2行）** 印を捺した上で19部をコピーし、1部を中央端末係に渡し、残りの18部を県政記者室に配布すること。
 - オ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておくこと。
- (4) 市町村別開票速報（個票）

電算係が印刷した個別表（市の中間報を含む）を18部コピー機で複写し、（3）ア、イと同様の処理を行うこと。4市の中間報には、 **中間報** 印を押すこと。
- (5) 時間別開票速報（県計集計票）（開票結果を含む。）
 - ア 定時の開票速報については、（3）ア、イと同様の処理を行うこと。
比例代表については、毎時55分の帳票印刷となること。（中央端末係にも1部配布すること）
 - イ 小選挙区選挙において1区（2区）の投票結果が確定した際については、（3）ウと同様の処理を行うこと。
 - ウ 開票結果（確定）の帳票は2枚となるため、クリップで留めること。
 - エ 開票速報が最終確定した場合、（3）エと同様の処理を行うこと。（ただし、比例代表の確定印は1行分を使用）
 - オ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておくこと。
- (6) 国民審査（県計集計票）

電算係が印刷した県計一覧表を19部コピー機で複写し、（3）エと同様の処理を行うこと。（ただし、確定印は1行分を使用）
- (7) 党派別結果等調（開票結果公表後）

電算係が印刷した出力表（小選挙区：党派別得票数2枚、惜敗率2枚、法定得票数1枚、比例代表：党派別得票数）を19部コピー機で複写し、中央端末係及び県政記者室に配布すること。

(8) 訂正報の処理

①訂正第1報

訂正報が入り、監視端末担当で確認されると「〇〇町小選挙区投票結果確定済です。訂正作業はあります。」と発声するので、

記者室に第一報「〇〇町小選挙区投票速報に訂正が入ります。」を入れること。(発表は事務局長)

ア 投票速報の場合

○小選挙区：「次の時間別投票速報で訂正します。」

(1区又は2区が既に確定している場合は「1区の投票結果が訂正となります。」)

(県全体確定後は「確認次第、訂正の投票結果を出します。」)

○比例代表：「確認次第、訂正の投票結果を出します」

イ 開票速報の場合：「確認次第、訂正の個票、〇〇町の開票結果を出します。」

(小選挙区で、1区又は2区が既に確定している場合は、続けて、「1区の開票結果が訂正となります。」)

(県全体確定後は「確認次第、訂正の開票結果を出します。」)

②訂正帳票の印刷

(3)と同様に処理状況を発声により確認して行う。

③訂正報

ア 投票速報：訂正前と記入した訂正前のものを下に、訂正後のものを上にし、19部複写し、クリップ止めをして、1部を中央端末係に渡し、残りの18部を県政記者室に配布すること。

事務局長説明

「小選挙区〇〇時〇〇分投票速報(比例代表投票結果)訂正です。〇〇町に訂正があります。理由(原因)は、・・・・・・です。」

イ 開票速報：訂正前と記入した訂正前のものを下に、訂正後のものを上にし、19部複写し、クリップ止めをして、1部を中央端末係に渡し、残りの18部を県政記者室に配布すること。指導係が同行し、事務局長へ説明。

事務局長説明

「〇〇町小選挙区(比例代表)開票結果訂正です。理由(原因)は、・・・・・・です。」

調 整 係

◎使用する電話及びファクシミリは下記のものとする。

電話 0857-26-7059, 7089

ファックス 0857-29-6121

(1) 速報の進捗管理及び市町村との連絡調整

ア 速報全体の進捗を管理し、県の監視端末画面及びチェックリストにより、処理状況の把握を行うこと。

イ 小選挙区では、報道機関への報告時刻に、電算係に対して確定処理を指示すること。

比例代表の開票中間状況では、報告時刻5分前に、電算係に対して確定処理を指示すること。

ウ 報告の遅い市町村に対し、適宜督促を行うこと（投票速報が21時40分以降、開票速報が小選挙区について22時30分以降、比例区について23時30分以降になる場合）。

エ 無効投票速報

(ア) 市町村からの報告が届き次第、投票速報、開票速報が報告済みであることを確認すること。

(投開票速報が済んでいない場合、市町村に確認をとること。)

(イ) 投票速報、開票速報確認済のものを指導係に回付すること。

(ウ) 指導係の確認を得て、選挙毎に市町村に対して解除連絡を行うこと。

オ オンラインシステムに関する質疑の電話があったときは、NECの担当者へ電話を取り次ぐ。

(2) 訂正報の処理

訂正報の電話があったときは、

- ①電話を切らずに「〇〇町小選挙区投（開）票結果訂正報入ります。作業中断してください。」と発声し、指導係及び発表係を呼ぶとともに、監視端末担当に訂正報が入る旨連絡し当該市町村データの処理状況を確認させる。
- ②引き続き、電話を切らずに、市町村の速報担当者に訂正後個別帳票をファクシミリで送信済みであることを確認し、そのまま電話を切らずに訂正理由を聞き取って受信した訂正後個別帳票に訂正内容を記す。

A 既受信データが確定済の場合

- ・ 監視端末班が「〇〇町小選挙区投（開）票結果確定済です。確定解除します。」「確定解除処理しました。」と発声するので、それを待って市町村に送信を指示する。
- ・ 次いで、個票を1枚複写し、監視端末担当（オンラインによる訂正報告の内容確認のため）に渡す。原本は手元に置いておく。
- ・ 監視端末担当の訂正確認処理（「〇〇町小選挙区投（開）票結果の訂正印刷します。」と発声）を確認後、（時計で時刻を確認して）「訂正時刻〇〇時〇〇分」と発声し、訂正後個別帳票に「〇〇時〇〇分確認済」と朱書し、発表係（開票個票のみ18枚複写記者室持ちこみ。投票は定時の時間別速報の際に説明）に渡す。

B 既受信データが未確定の場合

- ・ 受信データは再送により自動的に上書きされる。この場合、監視端末担当が「受信データ未確定です。〇〇町小選挙区投票（開票）結果発信時間〇〇時〇〇分確認願います。」と発声するので、調整係は、市町村に確認して「〇〇町〇〇時〇〇分発信です」と発声する。
- ・ 監視端末担当は、同時刻であれば「時刻確認しました。通常処理します。」と発声するので、調整係は、チェックリストに○をつけ、ファクシミリ受信票を監視端末担当に回付する。
- ・ 監視端末担当はファクシミリ受信票と端末画面を読み合わせ、同内容であることが確認できると、「〇〇町小選挙区投票（開票）結果印刷します。」と発声して、通常処理に戻る。
- ・ 時刻、内容の確認が出来ない場合は、指導係を呼ぶこと。

(3) 市町村のオンライン不通時

ア 市町村のオンラインが不通となったときは、第1報が電話（7059、7089）で入るので、

①電話を切らずに「〇〇町オンライン不通。送信できない報告は〇〇結果（例：小選挙区投票結果）。」と発声する。

②引き続き、市町村の速報担当者に対して、

オンライン復旧までの間は、

○臨時ファクシミリ（0857-29-6121）による個別帳票の受信

○電話（0857-26-7056）による個別帳票の内容確認

により速報を行うことを指示する。

③次いで、不通により未報告となっている速報の処理後、NEC担当者から電話をかけることを伝え、電話を市町村代行入力担当（7056）へ回す。

イ 不通により未処理となっている速報の処理が終わると、市町村代行入力担当が「〇〇町小選挙区投票結果）代行入力完了、送信します。」と発声し、次いで、監視端末担当が確認処理（「〇〇町小選挙区投票結果印刷します。」と発声）するので、監視端末担当の発声を確認して、NEC担当者へ復旧作業のための電話をかけるよう指示する。

ウ 以後、指導係が、NEC担当者による復旧作業の状況を確認し、市町村代行入力担当へ指示を行う。

〔留意事項〕

訂正報を処理する場合の回示の考え方は、以下のとおりであること。

(1) 中間、最終に関わらず、訂正報は次の回示での処理になること。

(2) 訂正待ちの状態でも回示確定時刻が到来した場合は、訂正報の到着を待たずに回示確定を行うこと。回示確定後、訂正報が到着すれば次回示での処理となること。

(3) 比例代表の開票速報（中間状況）においては、毎時50分～正時の間は訂正処理を行わない。

(4) 選挙毎の投票、開票のそれぞれの最終確定時には、調整係は、「監視端末担当は確定時刻を入力してください。確定時刻は〇〇時〇〇分です。」と指示すること。